



# 金 沢 市 公 報

号外第15号の2

令和元年(2019年)9月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則 ( " ) 14
○金沢市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則 (人 事 課) 1		○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 ( " ) 21
○金沢市職員の臨時的任用に関する規則 ( " ) 1		○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 ( " ) 20
○金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 ( " ) 2		
○金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則 ( " ) 7		

## 規 則

金沢市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第14号

金沢市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項を定めるものとする。

(条件付採用の期間の延長)

第2条 職員が条件付採用の期間の6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市職員の臨時的任用に関する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第15号

金沢市職員の臨時的任用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第2条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、現に職員(臨時的に任用された職員を除く。)でない者を臨時的に任用することができる。

- (1) 災害その他重大な事故のため、地方公務員法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合
- (2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

(臨時的任用の期間の更新)

第3条 臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができる。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

---

金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第16号

金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の服務等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「服務等条例」という。)第17条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合の基準については、服務等条例の適用を受ける常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤職員」という。)の例による。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、再任用短時間勤務職員(服務等条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。)の例による。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、会計年度任用職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割振りの方法及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。

(休憩時間)

第6条 服務等条例第6条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第7条 任命権者は、第3条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は第6条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、市長の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 任命権者は、市長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の職員の服務等に関する条例施行規則(平成7年規則第5号。以下「服務等規則」という。)第6条第1項で定める断続的な勤務を命ずることができる。

2 任命権者は、第13条において準用する服務等条例第9条に規定する祝日法による休日又は年未年始の休日(以下「休日」と総称する。)その他国の行事の行われる日のうち、市長が指定する日の正規の勤務時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

3 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に第1項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができる。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第9条 任命権者は、会計年度任用職員に時間外勤務(前条第3項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、会計年度任用職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、パートタイム会計年度任用職員に時間外勤務を命ずる場合には、パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間が常勤職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第10条 会計年度任用職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限については、常勤職員の例による。

(時間外勤務代休時間)

第11条 会計年度任用職員の時間外勤務代休時間(服務等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間をいう。)の指定については、常勤職員の例による。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第12条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、常勤職員の例による。

(休日)

第13条 服務等条例第9条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(休日の代休日)

第14条 会計年度任用職員の休日の代休日(服務等条例第10条第1項に規定する代休日をいう。)の指定については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第15条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第16条 年次有給休暇は、一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、別表第1の1週間の勤務日の日数(1週間の勤務日の日数が同一でない会計年度任用職員にあっては、1年間の勤務日の日数)の区分に応じ、それぞれ同表の継続勤務期間の始期の区分ごとに定める日数とする。

2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、前項に定める一の年度における年次有給休暇の日数を超えない範囲内の残日数(1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)を、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

4 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

- 5 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をいう。）をもって1日とする。

（特別休暇）

第17条 任命権者は、会計年度任用職員に次の各号に掲げる事由がある場合には、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

- (1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
  - (2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
  - (3) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 5日を超えない範囲内で必要があると認める期間
  - (4) 会計年度任用職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
  - (5) 会計年度任用職員の保健及び元氣回復のため勤務しないことが相当であると認められる場合 3日を超えない範囲内で必要があると認められる期間
  - (6) 地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、会計年度任用職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
  - (7) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
  - (8) 地震、水害、火災その他の災害時において、会計年度任用職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
  - (9) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（次項第4号、第8号及び第11号に掲げる場合を除く。） 7日を超えない範囲内で必要があると認める期間
- 2 任命権者は、会計年度任用職員に次の各号に掲げる事由がある場合には、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。
- (1) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢<sup>しゅう</sup>血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血管細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
  - (2) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が受ける母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を妊娠6月（1月は28日として計算する。以下この号において同じ。）までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分べんまでは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）の範囲内で受ける場合 1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要があると認める期間
  - (3) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要があると認める時間
  - (4) 妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合 10日を超えない範囲内で必要があると認める期間
  - (5) 6週間（多胎妊娠にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
  - (6) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を



経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

- (7) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
  - (8) 生理日における就業が著しく困難である女性の会計年度任用職員が申し出た場合 2日以内の範囲内で必要と認められる期間
  - (9) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
  - (10) 要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
  - (11) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
  - (12) 会計年度任用職員が、前項第9号に規定する休暇を取得した後においてもなお負傷又は疾病のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(第4号、第8号及び前号に掲げる場合を除く。) 前項第9号に規定する休暇との合計が90日を超えない範囲内で必要があると認める期間
- 3 特別休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分とする。
  - 4 1日を単位とする第2項第4号、第9号及び第10号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。
  - 5 第16条第6項の規定は、1時間を単位として使用した第2項第4号、第9号及び第10号の休暇を日に換算する場合について準用する。

(介護休暇)

第18条 服務等条例第15条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員(同条の規定の適用があるとしたならば同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、服務等規則第15条第3項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。)の介護休暇について準用する。この場合において、服務等条例第15条第1項中「6月」とあるのは、「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

(介護時間)

第19条 服務等条例第15条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員(同条の規定の適用があるとしたならば初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められ

た勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。)の介護時間について準用する。この場合において、条例第15条の2第2項中「2時間」とあるのは、「2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

(休暇の承認等)

第20条 特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認及び請求等の手続については、常勤職員の例による。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等)

第21条 第15条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第16条関係)

1週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日以上 216日以下	121日以上 168日以下	73日以上 120日以下	48日以上 72日以下
継続勤務期間の始期	6年前の年度の10月31日以前	20日	15日	11日	7日	3日
	6年前の年度の11月1日から5年前の年度の10月31日まで	18日	13日	10日	6日	3日
	5年前の年度の11月1日から4年前の年度の10月31日まで	16日	12日	9日	6日	3日
	4年前の年度の11月1日から3年前の年度の10月31日まで	14日	10日	8日	5日	2日
	3年前の年度の11月1日から2年前の年度の10月31日まで	12日	9日	6日	4日	2日
	2年前の年度の11月1日から前年度の10月31日まで	11日	8日	6日	4日	2日
	前年度の11月1日から今年度の10月31日まで	10日	7日	5日	3日	1日
	今年度の11月1日以後	4日以下	0日	0日	0日	0日

備考

- この表における1週間の勤務日の日数の「5日以上」には、1週間の勤務日の日数が4日以下で、1週間の勤務時間が29時間以上である会計年度任用職員を含むものとする。
- この表において「継続勤務期間」とは、この表の適用を受ける日まで継続して会計年度任用職員(これに相当するものとして任命権者が認めるものを含む。)として勤務した期間をいう。
- この表において「4日以下」とあるのは、継続勤務期間の始期に属する月が、11月のときは4日、12月のときは3日、1月のときは2日、2月のときは1日、3月のときは0日とする。

別表第2(第17条関係)

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日(会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等

	の承継を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第17号

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(給料表の適用範囲)

第3条 条例別表第1の備考第4項の市長が定めるものは、獣医師、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び臨床工学技士とする。

2 条例別表第1の備考第5項の市長が定めるものは、助産師及び養護師とする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級及び号給の基準)

第4条 条例第4条第1項の規定による職務の級の決定に当たっては、その者の職務に応じ、条例別表第2の定めるところにより決定するものとする。

2 条例第4条第2項の規定による号給の決定に当たっては、同条第1項の規定により決定された職務の級の号給が別表第1に定める職種別基準表(以下「職種別基準表」という。)の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないときは当該職務の級における最低の号給とする。

3 職種別基準表に定める基準と異なる学歴免許等の資格を有し、又は経験年数(会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。)若しくは特殊な経験等を有する条例第2条に規定するフルタイム会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の号給については、前項の規定にかかわらず、第6条から第8条までの定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

4 前項の規定によるフルタイム会計年度任用職員の号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定める号給を超えることはできない。

(職種別基準表の適用方法)

第5条 職種別基準表は、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 職種別基準表の学歴免許等欄の区分は、フルタイム会計年度任用職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号。以下「初任給規則」という。)別表第3に定める学歴免許等の区分の例による。

(学歴免許等の資格を有する者の号給)

第6条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、職種別基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して初任給規則別表第5に加える調整年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の職種別基準表の適用については、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を習得したと認められる場合に限り、同表の基礎号給欄に定める号給の号数にその調整年数の数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって同欄の号給とすることができる。

（経験年数を有する者の号給）

第7条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、第5条第1項の規定による号給の号数（前条の規定による号給を含む。）に、当該経験年数の月数を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

（特殊な経験等を有する者の号給）

第8条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、前条の規定によりその号給を決定することにより職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）及び他の会計年度任用職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

（給料の支給）

第9条 条例第5条において準用する給与条例第6条第2項に規定する給料の支給定日（以下「給料の支給定日」という。）は、毎月20日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の平日（祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たらない日をいう。）を給料の支給定日とする。

- 2 前項において、特に必要があると認められた場合には、給料の支給定日を繰り上げ又は繰り下げることができる。
- 3 フルタイム会計年度任用職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定又は職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第25号）第1条の2の規定により休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (4) 法第29条の規定により停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

（初任給調整手当）

第10条 初任給調整手当は、給料の支給定日に給料の支給の方法に準じて支給する。

（地域手当）

第11条 条例第7条において準用する給与条例第12条の2第1項の市長が定める勤務箇所及び同条第2項の市長が定める割合は、常勤職員の例による。

- 2 地域手当は、給料の支給定日に給料の支給の方法に準じて支給する。

（通勤手当）

第12条 通勤手当は、給料の支給定日に給料の支給の方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとする。

（特殊勤務手当）

第13条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

（給与の減額）

第14条 条例第10条の規定により給与を減額する方法は、常勤職員の例による。

（時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合等）

第15条 条例第11条において準用する給与条例第16条第1項の市長が定める割合並びに同条第2項及び第4項の市長が定める時間は、常勤職員の例による。

- 2 条例第12条において準用する給与条例第17条の規則で定める日及び市長が定める割合は、常勤職員の例による。（時間外勤務手当等の支給等）

第16条 前条に定めるもののほか、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）の手續、時間計算その他の時間外勤務手当等の支給に関する事項は、常勤職員の例による。

（宿日直手当）

第17条 条例第14条において準用する給与条例第19条第1項の市長の定める額並びに宿日直手当の支給日及び支給の方法は、常勤職員の例による。

（勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎）

第18条 条例第15条の市長が指定する特殊勤務手当及び市長が定める時間は、常勤職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第19条 条例第16条において準用する給与条例第21条から第21条の3までに規定する期末手当の支給を受ける職員の範囲、支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項は、常勤職員の例による。

（産業教育手当）

第20条 産業教育手当の支給を受ける職員の範囲、支給の方法その他の産業教育手当の支給に関し必要な事項は、常勤職員の例による。

（義務教育等教員特別手当）

第21条 義務教育等教員特別手当の月額、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 条例第18条において準用する給与条例第23条の5の規定により義務教育等教員特別手当を支給される職員（以下この条において「教育職員」という。）（次号に掲げる職員を除く。）その者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額

(2) 産業教育手当を支給される教育職員 その者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の2を乗じて得た額（産業教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額）

2 教育職員の範囲その他義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、常勤職員の例による。

（基本報酬）

第22条 条例第19条第4項の規定により時間額で基本報酬を定める条例第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の基準月額を算定する場合にあっては、第4条第3項の規定は適用しない。

2 条例第19条第4項第4号の市長が定める特殊勤務に係る報酬は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）に規定する特殊勤務手当で、その支給額が月額で定められているものに相当する報酬とする。

（基本報酬の支給）

第23条 条例第20条第2項の市長が定める基本報酬の支給定日（以下「基本報酬の支給定日」という。）は、月額で基本報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあってはその月の20日とし、日額又は時間額で基本報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては翌月10日とする。ただし、それらの日が祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、それらの日の直前の平日（祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たらない日をいう。）を支給定日とする。

2 第9条第2項の規定は、基本報酬の支給について準用する。

3 第9条第3項の規定は、月額で基本報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の支給について準用する。

（時間外勤務に係る報酬）

第24条 条例第25条第1項に規定する規則で定める額は、条例第19条第4項第2号に掲げる額とする。

2 条例第25条第1項及び第2項に規定する市長の定める割合は、フルタイム会計年度任用職員の例による。

（休日勤務に係る報酬）

第25条 条例第26条の市長が定める割合は、フルタイム会計年度任用職員の例による。

（宿日直に係る報酬）

第26条 条例第28条において準用する給与条例第19条の市長が定める額は、フルタイム会計年度任用職員の例による。

（特殊勤務に係る報酬等の支給）

第27条 特殊勤務に係る報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬及び宿日直に係る報酬（以下「特殊勤務に係る報酬等」という。）は、その月分を翌月の基本報酬の支給定日に支給する。

2 特殊勤務に係る報酬等の支給手續、計算その他の事項については、フルタイム会計年度任用職員の例による。

（勤務1時間当たりの基本報酬）



第28条 条例第29条第1号の市長が定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日法による休日及び年末年始の休日の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに当該パートタイム会計年度職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た時間とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第29条 条例第30条において準用する給与条例第21条から第21条の3までに規定する期末手当の支給を受ける職員の範囲、支給額その他期末手当の支給及び一時差止に関し必要な事項については、フルタイム会計年度任用職員の例による。

2 条例第30条第1項に規定する規則で定める者は、通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が29時間未満の者とする。

3 条例第30条第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額は、条例第19条第4項第2号に掲げる額に同項第4号に掲げる額を加算して得た額とする。

(休暇時の基本報酬の額)

第30条 時間額で基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年規則第16号)第16条に規定する年次有給休暇及び同規則第17条第1項に規定する有給の休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間を勤務したときに支払われる基本報酬を支給する。

(通勤にかかる費用弁償の支給)

第31条 条例第31条第2項に規定する通勤に係る費用弁償の支給日は、基本報酬の支給定日とする。

(端数計算)

第32条 条例第11条から第13条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当等の額並びに条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに条例第25条から第27条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務に係る報酬等の額並びに条例第29条に規定する勤務1時間当たりの基本報酬額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

2 条例及びこの規則による会計年度任用職員の給料、報酬及び各手当並びに費用弁償の算出額並びに条例第16条及び条例第30条において準用する給与条例第21条第2項に規定する期末手当基礎額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(雑則)

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 会計年度任用職員が、この規則の施行の前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員又は改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員として、当該会計年度任用職員との職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は第5条第2項及び第8条に規定する経験年数とみなす。

別表第1 職種別基準表(第4条関係)

職の種類別	職 種	学歴免許等	基礎号給		上限	
			職務の級	号給	職務の級	号給
行政職	児童家庭相談員、教育相談員その他職務の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種として市長が定めるもの	大学卒	1	21	1	45
	保育士、司書その他職務の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種として市長が定めるもの	短大卒	1	11	1	35
	事務補助員、技術補助員その他職務の複雑、困難及び責任の程度がこれらと同程度である職種	高校卒	1	1	1	25

として市長が定めるもの						
教育職	助教諭	大学卒	1	17	1	41
	養護助教諭	短大卒	1	7	1	31
	講師	高校卒	1	1	1	25
	実習助手					
医療職(1)	医師	博士課程修了	1	21	1	45
	歯科医師	大学6卒	1	1	1	25
医療職(2)	薬剤師	大学6卒	2	11	2	35
	獣医師	大学卒	2	1	2	25
	管理栄養士	短大卒	1	7	1	31
	栄養士					
	歯科衛生士					
	診療放射線技師	短大3卒	1	13	1	37
	臨床検査技師					
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士					
臨床工学技士	短大卒	1	13	1	37	
医療職(3)	保健師	大学卒	2	7	2	31
	助産師					
	看護師	短大3卒	2	1	2	25
	養護師	短大卒	1	9	1	33

別表第2 (第21条関係)

号	給	義務教育等教員特別手当の額
		円
1		2,000
2		2,000
3		2,000
4		2,000
5		2,000
6		2,000
7		2,000
8		2,000
9		2,100
10		2,100
11		2,100
12		2,100
13		2,200
14		2,200
15		2,200
16		2,200
17		2,300
18		2,300
19		2,300
20		2,300
21		2,400
22		2,400

23	2,400
24	2,400
25	2,600
26	2,600
27	2,600
28	2,600
29	2,700
30	2,700
31	2,700
32	2,700
33	2,800
34	2,800
35	2,800
36	2,800
37	2,900
38	2,900
39	2,900
40	2,900
41	3,100
42	3,100
43	3,100
44	3,100
45	3,200
46	3,200
47	3,200
48	3,200
49	3,300
50	3,300
51	3,300
52	3,300
53	3,400
54	3,400
55	3,400
56	3,400
57	3,500
58	3,500
59	3,500
60	3,500
61	3,600
62	3,600
63	3,600
64	3,600
65	3,700
66	3,700
67	3,700
68	3,700
69	3,800

70	3,800
71	3,800
72	3,800
73	3,900
74	3,900
75	3,900
76	3,900
77	4,000
78	4,000
79	4,000
80	4,000
81	4,100
82	4,100
83	4,100
84	4,100
85	4,100
86	4,100
87	4,100
88	4,100
89	4,200
90	4,200
91	4,200
92	4,200
93	4,300
94	4,300
95	4,300
96	4,300
97	4,400
98	4,400
99	4,400
100	4,400
101	4,400
102	4,400
103	4,400
104	4,400
105	4,500
106	4,500
107	4,500
108	4,500
109	4,500
110	4,500
111	4,500
112	4,500
113	4,600
114	4,600
115	4,600
116	4,600

117	4,700
118	4,700
119	4,700
120	4,700
121	4,700
122	4,700
123	4,700
124	4,700
125	4,800
126	4,800
127	4,800
128	4,800
129	4,900
130	4,900
131	4,900
132	4,900
133	4,900
134	4,900
135	4,900
136	4,900
137	4,900
138	4,900
139	4,900
140	4,900
141	5,000
142	5,000
143	5,000
144	5,000
145	5,100
146	5,100
147	5,100
148	5,100
149	5,100
150	5,100
151	5,100
152	5,100
153	5,100

金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第18号

金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第11号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、条例第1条に規定する技能労務会計年度任用職員（以下「技能労務会計年度任用職員」という。）に支給する給与の額及び支給方法に関する事項を定めるほか、技能労務会計年度任用職員に支



給する費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(職員の範囲)

第2条 この規則の適用を受ける技能労務会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 業務補助員
- (2) 用務補助員
- (3) 校務補助員
- (4) 調理補助員

(給料表)

第3条 技能労務会計年度任用職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる者(以下「フルタイム技能労務会計年度任用職員」という。)の給料は、別表第1に定める技能労務会計年度任用職員給料表によるものとする。

(フルタイム技能労務会計年度任用職員となった者の号給)

第4条 フルタイム技能労務会計年度任用職員となった者の号給は、別表第2に定める職種別基準表によるほか、条例第2条に規定するフルタイム会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の例による。

(給料の支給)

第5条 フルタイム技能労務会計年度任用職員の給料の支給については、フルタイム会計年度任用職員の例による。

(特殊勤務手当)

第6条 次に掲げるフルタイム技能労務会計年度任用職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- (1) 当該フルタイム技能労務会計年度任用職員が技能労務職員の給与に関する規則(昭和36年規則第3号)の適用を受ける職員であるとした場合に技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和60年規則第3号)第5条から第11条までに規定する手当が支給される者
- (2) 食肉衛生検査所に所属する職員で、汚物処理業務に従事した者

2 前項に規定する特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の職員 技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の例により計算して得た額
- (2) 前項第2号の職員 同号の業務に従事した日1日につき240円

(地域手当等)

第7条 条例第33条第1項第2号に規定する地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当の額及び支給方法については、フルタイム会計年度任用職員の例による。

(給与の減額)

第8条 フルタイム技能労務会計年度任用職員の給与の減額については、フルタイム会計年度任用職員の例による。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 条例第15条の規定は、フルタイム技能労務会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額について準用する。この場合において、同条中「市長の指定する特殊勤務手当」とあるのは「技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和60年規則第3号)に規定する特殊勤務手当で、その支給額が月額で定められているもの」と、「市長が定める時間」とあるのは「毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間をそれぞれ乗じて得た時間」と読み替えるものとする。

(パートタイム技能労務会計年度任用職員の基本報酬額)

第10条 条例第19条の規定は、技能労務会計年度任用職員のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる者(以下「パートタイム技能労務会計年度任用職員」という。)の基本となる報酬(以下「基本報酬」という。)について準用する。この場合において、条例第19条第4項第1号中「第3条及び第4条」とあるのは「金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第3条及び第4条」と、同項第4号中「第24条に規定する」とあるのは「金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第11条の規定による」と、「市長が定めるもの」とあるのは「その支給額が月額で定められているもの」と読み替えるものとする。

(特殊勤務に係る報酬)

第11条 第6条の規定は、パートタイム技能労務会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中

「特殊勤務手当を」とあるのは「特殊勤務に係る報酬を」と、「特殊勤務手当の」とあるのは「特殊勤務に係る報酬の」と読み替えるものとする。

(時間外勤務等に係る報酬)

第12条 条例第33条第1号に掲げる報酬のうち時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬及び宿日直に係る報酬並びに期末手当の額及び支給方法については、条例第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の例による。

(基本報酬の減額)

第13条 パートタイム技能労務会計年度任用職員の基本報酬の減額については、パートタイム会計年度任用職員の例による。

(勤務1時間当たりの基本報酬額の算出)

第14条 パートタイム技能労務会計年度任用職員の勤務1時間当たりの基本報酬額は、パートタイム会計年度任用職員の例による。

(費用弁償)

第15条 パートタイム技能労務会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償及び公務のための旅行に係る費用弁償の額及び支給方法については、パートタイム会計年度任用職員の例による。

(雑則)

第16条 この規則に規定するものを除くほか、技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、条例第2条に規定する会計年度任用職員の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 技能労務会計年度任用職員給料表（第3条関係）

職務の級 号	1 級	
	給	給料月額
		円
1		130,700
2		131,600
3		132,600
4		133,500
5		134,500
6		135,500
7		136,500
8		137,500
9		138,300
10		139,300
11		140,300
12		141,400
13		142,200
14		143,200
15		144,200
16		145,200
17		146,400
18		147,600
19		148,800
20		150,000
21		151,100
22		152,300
23		153,500
24		154,700

25	155,900
26	157,400
27	158,900
28	160,400
29	161,800
30	163,300
31	164,800
32	166,300
33	167,800
34	169,600
35	171,400
36	173,200
37	175,000
38	176,700
39	178,400
40	180,100
41	181,700
42	183,100
43	184,400
44	185,800
45	187,300
46	188,700
47	190,100
48	191,500
49	192,800
50	193,900
51	195,000
52	196,200
53	197,300
54	198,400
55	199,300
56	200,400
57	201,500
58	202,500
59	203,500
60	204,500
61	205,600
62	206,500
63	207,400
64	208,300
65	209,000
66	209,800
67	210,500
68	211,300
69	211,700
70	212,300
71	212,600

72	213,100
73	213,300
74	213,900
75	214,400
76	215,100
77	215,300
78	216,000
79	216,500
80	217,100
81	217,800
82	218,200
83	218,800
84	219,500
85	220,100
86	220,600
87	221,100
88	221,800
89	222,300
90	222,900
91	223,500
92	224,000
93	224,400
94	224,900
95	225,400
96	225,900
97	226,200
98	226,700
99	227,200
100	227,700
101	228,100
102	228,600
103	229,200
104	229,900
105	230,300
106	230,800
107	231,100
108	231,500
109	231,700
110	232,100
111	232,600
112	233,000
113	233,200
114	233,700
115	234,200
116	234,700
117	235,000
118	235,400

119	235,800
120	236,200
121	236,600

別表第2 職種別基準表(第4条関係)

職 種		基礎号給	上 限
業務補助員	農業基盤整備課、農業センター及び動物愛護管理センターに所属するもの	29	53
	環境局に所属するもの	33	57
	上記以外のもの	25	49
用務補助員	保育所に勤務するもの	17	41
	上記以外のもの	25	49
校務補助員		25	49
調理補助員		21	45

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第19号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(金沢市職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市職員就業規則(昭和24年規則第135号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「満3年」を「3年を超えない範囲内(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))にあっては、法第22条の2第2項の規定に基づき市長が定める任期の範囲内)において、休養を要する程度に応じて市長が定めるもの」に改め、同条第2項中「議決」を「議決が」に改め、同条第5項中「法令」を「は、法令」に改める。

第25条中「職員は」を「職員(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。次条において同じ。)は、」に改める。

第27条に次のただし書を加える。

ただし、職員証によらない職員にあっては、自ら出勤簿に署名をしなければならない。

第57条を次のように改める。

第57条 会計年度任用職員の就業時間、休日及び有給休暇その他の事項については、第41条から前条までの規定にかかわらず、金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年規則第16号)の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

(金沢市清掃従業員就業規則の一部改正)

第2条 金沢市清掃従業員就業規則(昭和24年規則第152号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 技能労務会計年度任用職員 業務補助員及び用務補助員

第18条の次に次の1条を加える。

第18条の2 技能労務会計年度任用職員の勤務時間、休憩、休日及び年次有給休暇その他の事項については、第12条から前条までの規定にかかわらず、金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年規則第16号)の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

(職員の分限及び懲戒に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 職員の分限及び懲戒に関する条例施行規則(昭和28年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第5条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項第1号の規定の適用については、同



号中「結核性疾患による場合にあつては療養を命ぜられた日から1年、その他の場合にあつては90日（市長が定める疾病にあつては180日）」とあるのは、「90日」とする。

（金沢市職員職名規則の一部改正）

第4条 金沢市職員職名規則（昭和28年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の職員」の次に「(同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

（金沢市職員被服貸与規則の一部改正）

第5条 金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員に対しては、前2項の規定に準じて、市長が必要があると認める者に限り、被服を貸与するものとする。

（職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第14条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号。以下「育児休業条例」という。）」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

（金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の特例に関する規則の一部改正）

第7条 金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の特例に関する規則（昭和47年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1項中「(昭和25年法律第261号)」の次に「第22条の2第1項第1号に掲げる職員及び同法」を加え、「占める職員及び」を「占める職員並びに」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正）

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（平成6年規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第20号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（金沢市職員就業規則の一部改正）

第1条 金沢市職員就業規則（昭和24年規則第135号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第8条第4号」を「第8条第3号」に、「のほか」を「ほか」に、「門地」を「又は門地」に改める。

第8条第1号を削り、同条第2号中「その」を「、その」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

（金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正）

第2条 金沢市職員退職手当支給条例施行規則（昭和30年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の8中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

（金沢市旅館業法施行細則の一部改正）

第3条 金沢市旅館業法施行細則（昭和55年規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

	(1) 成年被後見人又は被保佐人であること。		を
	(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。		に

改める。

(金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部改正)

第4条 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(平成5年規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第6号及び様式第7号中「ヌ」を「ル」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「ヌ」を「ル」に改める。

様式第13号の2、様式第13号の3、様式第15号の8及び様式第15号の10中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第5条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「(申請者の同居人にあつては、同項第1号を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

令和元年(2019年)9月30日 印刷  
令和元年(2019年)9月30日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄